豊見城市

県道豊見城糸満線沿道地区 地区計画

《運用基準》

平成30年6月(初版) 令和4年11月(第2版) 豊見城市都市計画課

県道豊見城糸満線沿道地区地区計画 運用基準

【目次】

県道	[豊見城糸満線沿道地区 計画図 ・・・・・・・・・・	1
県道	[豊見城糸満線沿道地区 地区計画方針 ・・・・・・・・	2
県道	[豊見城糸満線沿道地区 地区整備計画 ・・・・・・・・	3
	運用基準	
1.	建築物の用途の制限 ・・・・・・・・・ 7	
2.	建築物の敷地面積の最低限度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3.	壁面の位置の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
4.	建築物の高さの制限・・・・・・・・・・・ 1	0
5.	建築物の形態または意匠の制限・・・・・・・ 1	1
	(5-1) 屋根及び外壁の色彩の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(5-2) 建築設備類に関する制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(5-3) 架台等の制限 ・・・・・・・・・ 12	
	(5-4) 庇、出窓、ベランダ、外階段等の位置の制限 ・・・ 13 (5-5) 敷地地盤面の高さの制限 ・・・・・・・ 13	
	(5-6) 屋外広告物の制限 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6.	垣又は柵の構造の制限 ・・・・・・・・ 1	4
7.	緑化率の最低限度・・・・・・・・・・・ 1	5
	景観と色彩について ・・・・・・・・ 1	8

2

1. 区域の整備・開発及び保全に関する方針

名 称		県道豊見城糸満線沿道地区地区計画
	位置	豊見城市字名嘉地、字伊良波、字座安、字渡橋名、字翁長の一部
	面積	約 20. 5ha
	地区計画の目標	当該地区は、広域的な幹線道路である県道豊見城糸満線(旧国道331号) が隣接する那覇市と糸満市を結ぶ交通の利便が高い地区である。 本地区においては、同県道の拡幅整備に併せ、集合住宅を含む多様な住 宅及び周辺居住者の日常生活を支える利便施設及び沿道サービス施設等 の立地を図り、広域都市交流軸の沿道として計画的な土地利用と良好な市 街地環境の形成を目指すものとする。
区域の整備・開発及び保全に関する方	土地利用の方針	地区を沿道利用地区A及び沿道利用地区Bに区分し、それぞれ次の方針に基づき土地利用を誘導する。 1. 沿道利用地区A 広域的な幹線道路と主要幹線道路が交わる身近な生活拠点として、交通の利便を活かした日常生活を支える商業等の集積を図る。 2. 沿道利用地区B 広域的な幹線道路沿道は、周辺環境との調和に留意しつつ、交通の利便を活かした集合住宅を含む多様な住宅及び軽工業を含む沿道サービス施設等の立地を図る。
	建築物等の整備の方針	周辺環境との調和に留意しつつ広域的な幹線道路における沿道の立地 特性を活かし、住宅や沿道サービス施設等が併存する広域都市交流軸にふ さわしい沿道空間の形成を図るため、次の各号に掲げる「建築物等の整備 の方針」を定める。 1. 建築物の用途の制限 2. 建築物の敷地面積の最低限度 3. 建築物の壁面の位置の制限 4. 建築物の高さの最高限度 5. 建築物の形態又は意匠の制限 6. 垣又は柵の構造の制限 7. 緑化率の最低限度
針	その他当該区域 の整備・開発及 び保全に関する 方針	 緑化に関する方針 (1)潤いのある街並みが形成されるよう、敷地内の積極的な緑化を図る。 (2)地区内に植生する樹木で、良好な住環境の形成に必要なものについては、積極的に保全を図り、緑化環境の増進に寄与するものとする。 2.駐車場等の整備に関する方針 (1) 駐車場については、特に景観に配慮して駐車場内及び周辺の緑化に努めるものとする。 (2) 駐車場については、周辺への圧迫感を与えないよう配慮するものとする。

2. 地区整備計画

			_		
		地区の	地区の名称 (用途地域)	沿道利用地区A (近隣商業地域)	沿道利用地区B (準住居地域)
		ガの	地区の面積	約1.3ha	約19. 2ha
地 区 整 備 計 画			登築物の 途の制限	近隣商業地域に建築物をでは、 をとしていい。 1) 劇場、以は、は、 のもらない(用途利用とくいい。 1) 劇場、以は、は、 のもらない(明直には、、のののでは、は、、のののでは、は、、のののでは、は、、のののでは、は、、ののでは、は、、ののでは、、のののでは、、のののでは、、のののでは、、のののでは、、ののでは、、のののでは、、のののでは、、	準住居地域に建てられる建築物のうち、次はならない(用途利用してはないの各号に掲げる建築物で建築ならない)。 1) 水泳場(複合施設内の水泳場は除場へ、スキー場別場が、大一リング練習場、ボーリング練習場、ボーリング練習場、大力が表別ない。) 、ボーリング練別の水泳場に対してが表別の地では、大力に、大力に、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が

			400㎡(約120坪)	200 ㎡ (約 60 坪)
		建築物の敷地 面積の最低限度	ただし、告示日において現に存する 満たないものについては、その全部を- 限りでない。	区画で、建築物の敷地面積の最低限度に 一つの敷地として利用する場合は、この
		建築物の壁面の位置の制限	おりとする。ただし、地形その他やむ 1. 道路 道路に面する建築物の外壁又は柱面線、県道東風平豊見城線については道 し、その他の道路については道路境界 2. 隣地境界線	面は、国道331号小禄BP、県道豊見城糸満 路境界線から2.0m以上後退した位置と
		建築物の 高さの最高限度	_	20m
地区整備計	建築物等に関す	建築物の形態 又は意匠の制 限	類するものは設けてはならない。 4. 出窓、ベランダ、外階段及び受水は柱面)の位置の制限に準ずる。 5. 敷地の地盤面の高さは、以下のとない場合はこの限りではない。 (1) 接する道路(県道豊見城糸満げてはならない。 6. 建築物の庇の先端の位置は、次の地形上やむを得ない場合はこの限(1) 国道331号小禄BP、県道豊見地は、道路境界線から1.0m以上後近(2) その他の道路については、道(3) 隣地境界線から0.5m以上後近	ら見えにくいよう配慮する。 正張り出した形態の架台、その他これに 、構等の位置は、壁面(建築物の外壁又 おりとする。ただし、地形上やむを得 線)の高さ(歩道面)より0.4m以上あ の高さ(歩道面)より0.4m以上あ の高さ(歩道面)より0.4m以上あ の高さにおりとする。ただし、 りではない。 成糸満線、県道東風平豊見城線について 退した位置 とはりた位置 とはない。 はとはない。 は糸満線、県道東風平豊見城線について とした位置 とはた位置 とはない。 はとはない。 は糸満線、県道東風平豊見城線について とした位置 とはた位置 とはない。 とはたはことはといる。 とはない。 は糸満線、県道東風平豊見城線について とした位置 とはない。 とはない。 はんでは、 はんでは、 はん
計画	する事項	垣又は柵の 構造の制限	判断される場合(道路と敷地に高低差いてはこの限りではない。(なお、門をたものとする。) 1. 生け垣 2. フェンス(網状、その他これに類フェンスの基礎コンクリート等を(歩道)に接する最も高い部分から(とする。ただし、擁壁等のある敷地にさは敷地造成高から0.6m以下とし、3. 高さ0.6m以下の基礎コンクリート4. 法律上必要な場合、又は公共性が	使用する場合、基礎の高さは、前面道路 0.6m以下とし、全体の高さは1.5m以下 こおけるブロック及びコンクリートの高 全体の高さは1.5m以下とする。

	緑化率の 最低限度	緑化率の最低限度は、「豊見城市景観計画」及び「豊見城市景観計画ガイドライン」に準ずるものとする。
--	--------------	--

1. 建築物等の用途の制限(概要一覧表)

	地区	地区の区分	沿道利用地区 A	沿道利用地区 B
建	築物用途	(用途地域)	(近隣商業地域)	(準住居地域)
戸建			0	0
共同	引住宅、寄宿舎、下宿		0	0
兼月	月住宅で、非住宅部分の床面) 1/2 未満のもの	i積が 50 ㎡以下かつ建築物の延べ床面	0	0
何人	床面積が 150 ㎡以下のも		0	0
	床面積が 150 m を超え、	500 ㎡以下のもの	0	0
店	床面積が 500 ㎡を超え、		0	0
舗等	床面積が 1,500 ㎡を超え		0	0
	床面積が 3,000 ㎡を超え		0	0
	床面積が 10,000 ㎡を超え	_ 3 t o	×	
	床面積が 150 ㎡以下のも		0	0
	床面積が 150 ㎡を超え、		0	0
事務	床面積が 500 ㎡を超え、		0	0
所等	床面積が 1,500 ㎡を超え	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	0	0
寺	床面積が 3,000 ㎡を超え		0	0
	床面積が 10,000 ㎡を超え	·	X	
ホテ	- ル、旅館		0	0
44.	ボウリング場、スケート場、水汐	、場、 ゴルフ練習場、バッティング練習場等	△※1	△※1
遊戯	カラオケボックス等		△※2	△ ※ 2
風	麻雀屋、ばちんこ屋、射 場等	的場、勝馬投票券発売所・場外車券売	X	×
俗施	易等 劇場、映画館、演芸場、観覧場		△※2	∆ %3
設	キャハ゛レー、 ダンスホール等、 個室	(付浴場等		
	幼稚園、小学校、中学校	、高等学校	0	0
公	大学、高等専門学校、専	修学校	0	0
共施	図書館等		0	0
設	巡査派出所、一定規模以	下の郵便局等	0	0
病	神社、寺院、教会その他	これらに類するもの	×	×
院・	病院		0	0
学校	公衆浴場、診療所、保育	所等	0	0
等	老人ホーム、福祉ホーム、老人 に類するもの	福祉センター、児童厚生施設その他これら	△※4	△※4
	自動車教習所		×	×
	単独車庫(附属車庫を除	<)	0	0
	建築物附属自動車車庫		0	0
	倉庫業倉庫		X	0
	女 众	(15 ㎡を超えるもの)	△※5	△※5
	畜舎	(15 ㎡を超えないもの)	△※6	△※6
	パン屋、米屋、豆腐屋、泊 作業場の床面積が 50 ml	服店、畳屋、建具屋、 自転車店等で 人下	0	0
工場	11 712 00 11 11 12 17 17	るおそれが非常に少ない工場	△※7	△※8
倉	危険性や環境を悪化させ	るおそれが少ない工場	△※7	
庫等	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場			
寺	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工 場			
	自動車修理工場		X	△※7
		量が非常に少ない施設	×	0
	火薬、石油類、ガス等	量が少ない施設	×	
	の 危険物の貯蔵・処理 の量	量がやや多い施設		
		量が多い施設		
卸売	1 5市場、火葬場、と畜場、2	5物処理場、ごみ焼却場等	都市計画区域内において	こは都市計画決定が必要

〇:建てられるもの Δ ※:条件付きで建てられるもの X:建てられないもの : 用途地域により規制されているもの

^{※1:} 複合施設内の水泳場は可。※2: 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、又は店舗、飲食店、展示場、遊技場に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるものは不可 ※3: 客席200㎡未満のものは可。 ※4: 在宅介護支援センター、児童家庭支援センター、母子・父子福祉センター、母子・父子体養ホーム、発達障害者支援センター、老人憩いの家、障害者支援施設、介護 予防センター、小規模多機能型居宅介護施設、視聴覚障害者情報提供施設、地域活動支援センター等のうち通所のみ可。学童保育は可。※5: 動物病院及びベットショップその他これらに類するものは可。 ※6: ベットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎は可。 ※7: 150㎡以下のものは可。ただし、原動機の制限あり。 ※8: 50㎡以下のものは可。ただし、原動機の制限あり。

2. 建築物の敷地面積の最低限度

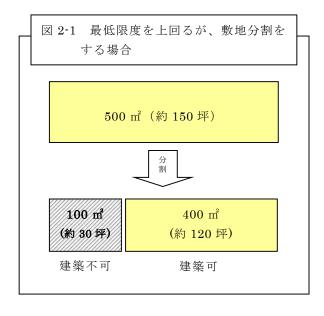
敷地の細分化を防止することにより、広域的な幹線道路沿道にふさわしい商業・業務地環境の形成、防災上危険な建てづまりを防止するとともに、駐車場や緑化スペースを確保し、緑豊かでゆとりある良好な沿道市街地の形成を図るため、敷地面積の最低限度を定めています。

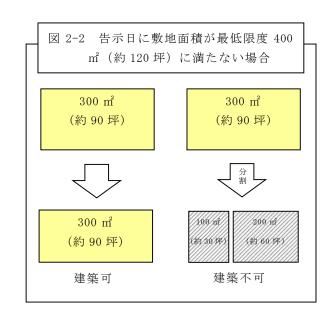
■ 敷地面積の最低限度

	沿道利用地区A	沿道利用地区B
敷地面積の最低限度	400 ㎡(約 120 坪)	200 ㎡(約 60 坪)

○ 運用基準

- (1) 告示日において、建築物の敷地面積の最低限度を満たす敷地であっても、基準よりも小さい敷地に分割して建築することはできません。 [図 2-1]
- (2) 告示日において、建築物の敷地面積が最低限度に満たないときは、その全部を一つの敷地として利用する場合に限り建築することが可能です。ただし、現状の敷地よりも小さい敷地に分割して建築することはできません。[図 2-2]





3. 壁面の位置の制限

道路等の公共の場所に接する境界線から建築物等の壁面を後退させることにより道路等の機能を高め、隣地境界線からも壁面を後退させることにより通風や採光などを確保し、ゆとりのある空間をつくり出すため、壁面位置の制限を定めています。

■ 壁面の位置の制限

- 生品のは色の制度		
	壁面の位置	
国道 331 号小禄 BP 県道豊見城糸満線 県道東風平豊見城線	2.0m以上	
その他の道路	1.0m以上	
隣地境界線	1.0m以上	

図 3-1 壁面位置の制限の例

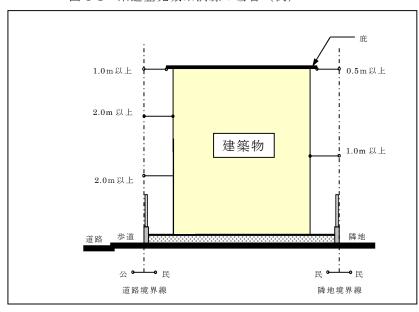


図 3-1 県道豊見城糸満線の場合 (例)

○ 運用基準

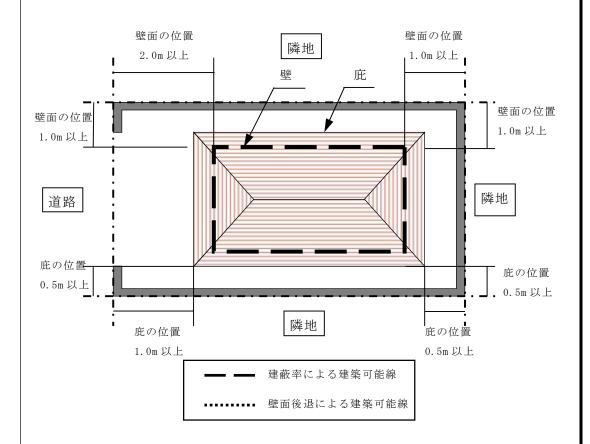
(1) 道路の角切り部分について、壁面後退には、該当しません。

●沿道利用地区 A の敷地の例

(建蔽率:80%、敷地面積の最低限度:400 m²)

●沿道利用地区 B の敷地の例

(建蔽率:60%、敷地面積の最低限度:200 m²)



【沿道利用地区A】

- ・建蔽率による建築可能面積:400 m2×80%=320 m2(約 97 坪)
- ・壁面後退による建築可能面積:敷地を $20 \,\mathrm{m} \times 20 \,\mathrm{m} = 400 \,\mathrm{m}$ で計算すると、 $17 \,\mathrm{m} \times 18 \,\mathrm{m} = 306 \,\mathrm{m}$ (約 93 坪)
- ※ 壁面後退による建築可能面積 < 建蔽率による建築可能面積

【沿道利用地区B】

- ・建蔽率による建築可能面積:200 m×60%=120 m(約 36 坪)
 - ・壁面後退による建築可能面積:敷地を $10\text{m} \times 20\text{m} = 200\text{ m}$ で計算すると、 $7\text{m} \times 18\text{m} = 126\text{ m}$ (約 38 坪)
- ※ 壁面後退による建築可能面積 > 建蔽率による建築可能面積

4. 建築物等の高さの制限

統一感のあるまち並み形成や通風、採光の確保、隣家とのプライバシー保護など、 良好な沿道商業・業務地の形成や住環境上の観点から、高さの制限を定めています。

■ 建築物等の高さの制限

	最高限度	最 低 限 度
沿道利用地区B	20 m	_



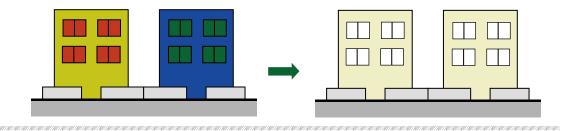
5. 建築物等の形態又は意匠の制限

(5-1) 屋根及び外壁の色彩の制限

色彩は景観に大きな影響を与えます。周辺の建築物との統一性や連続性の観点から、建築物の色彩の制限を定めています。

■ 屋根及び外壁の色彩の制限

- (1)沿道利用地区において、外壁の基調色※1は、マンセルカラーシステムで明度 8以上、彩度2以下とする。また、3階以上の部分は、明度8以上の無彩色又は、 明度8以上、彩度2以下のR~YR~Y系の色相とする。
- (2)建物外壁に補助色%2を使用する場合は、マンセルカラーシステムで明度8以上、 彩度3以下とし、使用できる面積は、各立面の表面積の25%以内とする。又、2 階以下で使用するようにして下さい。
- (3)建物外壁に基調色及び補助色以外の色は強調色%3とし、使用する場合は各立面の表面積の5%以内(住宅系)ないし10%以内(商業・業務系)とする。又、2階以下で使用するようにして下さい。なお、原則として建物と一体となった広告物の色もこの範囲内で使用すること。
- (4) 屋根に用いる色彩は、素焼赤瓦を除き、極端な低明度色や高彩度色を避けるものとします。なお、煉瓦色(マンセル値:10R/明度4~5彩度10程度)を 推奨していますので積極的に使用するように努めてください。
- ※強調色等の派手な色を使用しなくても淡い色の組み合わせ(配色)や使う位置によって高い効果やメリハリの利いたアクセントをつくることは十分に可能ですので周囲景観に配慮した配色に努めてください。
- ※1 基調色:建物外壁の中で最も大きな面積を占める色。
- ※2補助色:基調色と類似性の高い色の組み合わせにより、リズムと表情を与える 色。
- ※3 強調色:基調色や補助色との調和を考慮し、個々の空間の特徴や生活に彩りを 与えたり、商業地などでは賑わいを創出する色。
- ※マンセルカラーシステムについては、豊見城市景観計画ガイドラインを参照して下さい。

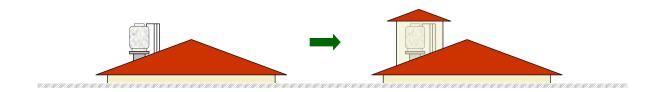


※18ページの「景観と色彩について」を参照してください。

(5-2)建築設備類に関する制限

建築物に設ける設備類は、景観上目立つ存在であるため、取り扱いは重要であり、 建築物と一体となった意匠・デザインに配慮するものとします。

- 建築設備類に関する制限
 - ・建築設備類は道路など周辺から見えにくいよう配慮することとします。

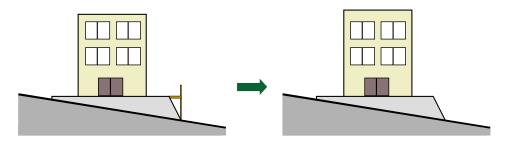


(5-3) 架台等の制限

擁壁面に張り出した形態の架台等は、沿道の商業・業務環境や周辺の住環境や景 観を阻害するおそれがあるため、これを制限します。

■ 架台等の制限

・ 擁壁 (間知ブロック積み等) 面に張り出した形態の架台、その他これに類するものは設けてはなりません。



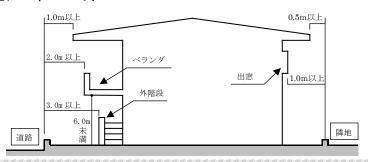
(5-4) 庇、出窓、ベランダ、外階段等の位置の制限

通風や採光を確保し、ゆとりのある空間と良好な景観をつくり出すため、 庇、出窓、ベランダ、外階段等の位置の制限を定めています。

■ 庇、出窓、ベランダ、外階段等の位置の制限

	庇	出窓、ベランダ、外階段等
国道 331 号小禄 BP 県道豊見城糸満線 県道東風平豊見城線	1.0 m	壁面の位置の
その他の道路	$0.5\mathrm{m}$	制限に準ずる
隣地境界線	0.5 m	

●沿道利用地区A、Bの例



○ 運用基準

- (1) 花ブロック、ヒンプン等による目隠しも、壁面の位置の制限に準じます。
- (2) 道路面から敷地高へのアプローチの階段については、この限りではありませんが、 植栽(植栽枡)でカバーできるように配慮してください。

(5-5)敷地地盤面の高さの制限

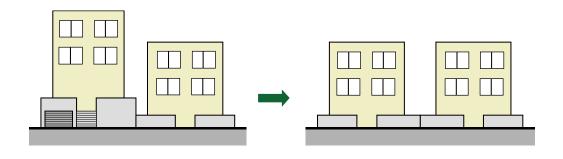
盛土等による地盤高の不統一を防ぎ、擁壁や高い塀を抑制するため、敷 地内の地盤の高さの基準を定めています。

■ 敷地地盤面の高さの制限

・敷地の地盤面の高さは、接する道路(県道豊見城糸満線)の高さ(歩道面)より 0.4m 以上あげてはいけません。ただし、地形上やむを得ない場合は、その限りではありません。

○ 運用基準

(1) 接する道路の縦断勾配により、敷地の高低差がある箇所は、低い方を基準とします。



(5-6) 屋外広告物の制限

広告等の工作物は必要以上に大きく、また華美になりがちであるとともに、無秩序に乱立した場合には、景観を阻害する要因となるものです。よって、広告等の設置に当たっては、周辺の景観に調和するよう、規模、形態等に配慮し、秩序あるものとします。

■ 屋外広告物の制限

・広告、看板類を建築物に表示又は独立して建造、設置する場合は、沖縄県屋外広告物 条例の規定を準拠します。



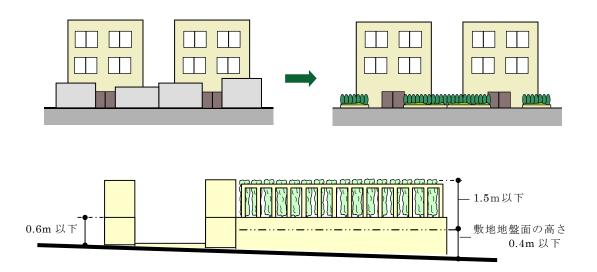
6. 垣又は柵の構造の制限

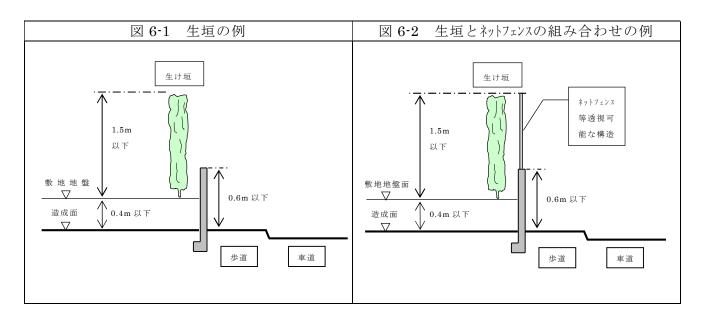
垣又は柵に関しては、緑豊かで開放的な空間を創出するといった幹線道路沿道の商業・業務系の市街地環境の観点や、災害時のブロック塀の倒壊を防ぐなど防災上の観点から、できるだけ生垣を用いるものとします。一定の高さ以上についてはネットフェンス等の透視可能な構造とすることにより沿道景観にうるおいを与えることができます。

■ 垣又は柵の構造の制限

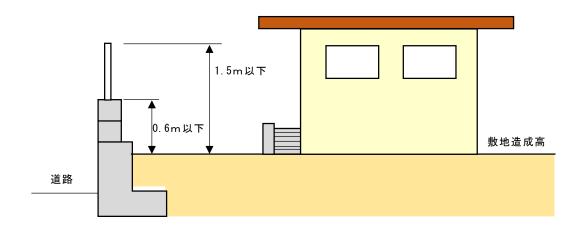
垣又は柵の構造は次に掲げるとおりとする。ただし、地形上やむを得ないと判断される場合(道路と敷地に高低差がある場合など)や門柱及び門扉についてはこの限りではない。(なお、門柱及び門扉についても周辺環境に配慮したものとする。)。

- 1. 生け垣
- 2. フェンス (網状、その他これに類するフェンス等) フェンスの基礎にコンクリート等を使用する場合、基礎の高さは、前面道路 (歩道) から 0.6m以下とし、全体の高さは 1.5m以下とする。ただし、擁壁等のある敷地におけるブロック及びコンクリートの高さは敷地造成高から 0.6m以下とし、全体の高さは 1.5m以下とする。
- 3. 高さ 0.6m以下の基礎コンクリート等の上に植栽を施したもの。
- 4. 法律上必要な場合、又は公共性があるもので安全上やむを得ないと判断される場合は、垣又は柵の制限を適用しない。(消防法上必要なガソリンスタンドの塀など。)





(3) 擁壁等のある敷地についてもブロック及びコンクリートの高さは敷地造成高から 0.6m以下 とし、全体の高さは 1.5m以下とする。



7. 緑化率の最低限度

うるおいのあるまち並みを創出していくためには、積極的な緑化が必要であることから、緑化率を設けています。

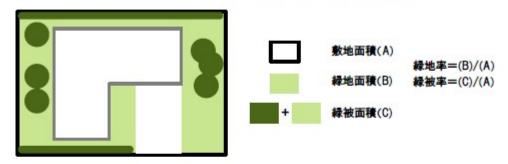
■ 緑化率の最低限度

・ 緑化率の最低限度は「豊見城市景観計画」及び「豊見城市景観計画ガイドライン」 に準ずるものとする。

緑地率・緑被率について

【緑地率】敷地面積に占める緑地面積の割合のことです。平面的な緑の割合を把握するための指標となっています。

【緑被率】緑地面積に樹木の繁る面積も重ねて加えた緑の面積(ここでは緑被面積と呼びます) が敷地面積に占める割合のことです。立体的な緑も評価する指標です。



緑地率・緑被率の算出方法について

■緑地面積の算定

分類	内容	緑地面積の算定
植栽地	 ・芝生、花壇・菜園、植え込みなど ・ひとまとまりの「庭」とみなせるエリア(緑と一体となった池や流れ、小径、砂利敷き部分などを含む) 	植栽地面積×100%
緑化プロック		緑化ブロック面積×50%

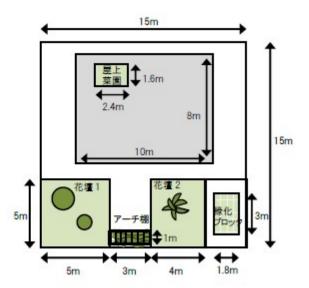
[※]人工芝等は緑地面積には含まない。

■緑被面積の算定 緑地面積+樹木等の緑化面積

	分類	備考	みなし緑被面積
	高木	植栽時の樹高が 4m以上で大きく成長が見	18 ㎡/本
	〃(ヤシ系)	込まれる樹木	4 ㎡/本
樹	中木	体共鳴の樹高なりをいいしない土港の樹土	10 ㎡/本
	〃(ヤシ系)	植栽時の樹高が 2.5m以上 4m未満の樹木	1 ㎡/本
木	Int. +	植栽時の樹高が 1m以上 2.5m未満の樹木	4 ㎡/本
	低木	植栽時の樹高が 1m未満の樹木	1 ㎡/本
	生垣		延長×1m
8	美士组儿	E I M / A A A A A A	緑化施設の水平投影面積または
垂直緑化		屋上緑化を含まない	緑化施設の延長×1m

※樹木の場合、実際の水平投影面積とみなし縁被面積のどちらを使用してもよい。

緑地率・緑被率算定例



■緑地率の算出

①敷地面積=15m×15m=255 ㎡ ②緑地面積=25 ㎡+20 ㎡+2.7 ㎡=47.7 ㎡ 【内訳】

花壇 1=5m×5m=25 ㎡

花壇 2=4m×5m=20 ㎡

緑化プロック=1.8m×3m×0.5*=2.7 ㎡

※緑化ブロックの緑地率への換算は、水平投 影面積×50%

(屋上緑化については緑地率には換算しない)

緑地率(②緑地面積÷①敷地面積)

=47.7 m ÷255 m = 18.7% > 5.0%

■緑被率の算出

①敷地面積=255 m

③緑被面積=

25 ㎡+20 ㎡+2.7 ㎡+3 ㎡+4 ㎡+10 ㎡+1 ㎡=65.7 ㎡ 【内訳】

緑地面積(花壇 1+花壇 2+緑化ブロック)=47.7 ㎡

垂直緑化=3m×1m=3 ㎡

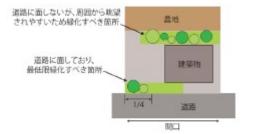
低木=4 ㎡×1 本=4 ㎡

中木=10 ㎡×1 本=10 ㎡ 中木(ヤシ)=1 ㎡×1 本=1 ㎡

(屋上緑化については緑被率には換算しない)

緑被率(③緑被面積÷①敷地面積)

=65.7 m+255 m=25.7%>15.0%



景観と色彩について

建築物などの色彩は、公共空間に大きな影響を与えます。景観を考慮したうえで建築物など の色彩を計画することが大切です。

景観は、遠くから眺めたときと近づいたときとでは違いがあります。どの位置から見るのかという視点の違いで景観は変化するのです。景観は見る場所と見られる対象との距離関係で遠景、中景、近景に区分できます。遠景、中景、近景を意識し、美しい色彩景観をつくることで地域の街並みが見違えるようによくなり、より価値のあるものとなります。

- 遠景は景観全体をとらえて眺めるので地域としての色彩の構成は把握できますが、細かい 部分を注目することはできません。(遠景では、街並み、空、海、山など、まち全体の色調 に目が向く。部分には注視されない。)
- 中景では建物や橋など構造物の色彩の全体像や隣接している景観を構成する建物などとの 色彩関係が把握されます。(中景では、建物全体、道路面、広告看板、自動車、街路樹など、 建物の全体状況がわかり、隣接建物などとの配色バランスに目が向く。)
- 近景では建物や構造物の構成素材(材料)の形や色彩など細かい部分に目が向きます。(近景では、建物の一部、植栽、ブロック塀、フェンス、道路面、広告看板、自動車など、部分に目が向く。色とともに素材が意識される。)

これらの景観をふまえた上で、さらに沖縄の気候風土や歴史、文化も考慮したい。戦前、戦後をとおして沖縄の屋根は赤瓦が多く使われてきました。亜熱帯の気候風土からも透きとおる青い空や植物の緑には、暗く濃い屋根よりも沖縄赤瓦の屋根が映えると言われています。(暗く濃い屋根が立つと、街並みとして暗く沈んだ印象となる)

また、建物の壁は屋根よりも目にする部分が面積的に大きく、周囲の景観へ大きな影響を与えています。沖縄の建物の壁には、遠くから見ると白っぽく見える色が多く、暗い色があまり使われていません。これは、沖縄の強い日差しは本土の日差しと違って、高明度な色である白っぽい色が景観的にも合っていて、歴史的にも使われ続けているということです。逆に、最近の人工的な色など彩度の高い色が建物の壁に使われてしまうと、街並みとしてはうるさく感じられてしまいます。これらの点で、沖縄で歴史的に使われ蓄積されてきた色や天然素材を使うことが、沖縄の美しい街並みづくりには欠かせないものと思われます。沖縄の天然素材としては、土、砂、琉球石灰岩、木、素焼赤瓦(沖縄赤瓦)などがあります。歴史的に使われてきた沖縄の白っぽい(琉球石灰岩の色)壁と沖縄赤瓦の屋根は、気候風土にも合っていて景観的にもすばらしいものとされています。

これらのことより、豊見城市では建築物等の基準色 (ベースカラー) を以下のように推奨します。

● 壁面 : 明度8以上、彩度2以下のベージュ系、アイボリー系、オフホワイト

系、ライトグレー系、など。(N,10R~5Yの明度8以上彩度2以下)

● 屋根 : 煉瓦色(マンセル値 10R4~5/10程度)。沖縄赤瓦など。